

入札説明書

公 告 日
令和 8 年 8 月 18 日

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」という。）第 62 条の規定により公告します。

本件入札に参加される方は、下記事項を十分ご理解いただいたうえ、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」という。）により参加してください。

1 案件名及び内容

(1) 案件名

県有財産（尾鷲教職員住宅（尾鷲教 9・10 号）敷地）の売却

(2) 売却物件

	所在地	地 目 (公簿／現況)	地 積 (公簿／実測) m ²
土地	尾鷲市泉町 3043 番 21	宅地／宅地	351.42／351.42

2 最低売却価格

金 4, 7 8 0, 0 0 0 円

3 競争入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

- ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4 調達システムの利用登録について

- (1) 本件の入札は、電子入札システム（以下「本システム」という。）を利用して行いますが、書面により参加することもできます。
書面による入札書の提出方法については、8（1）をご確認ください。
- (2) 本件の入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。調達システム未登録の方は、7（1）の参加資格確認申請書受付期限の遅くとも開庁日 10 日前までに下記「調達システム利用登録申請を担当する課・班」に調達システム利用登録申請（以下「利用登録申請」という。）を行い、登録確認を受けてください。

■調達システム利用登録申請を担当する課・班

三重県出納局会計支援課企画支援班

電 話 059-224-2785／2787 F A X 059-224-2784

(受付時間 開庁日 8：30～12：00・13：00～17：15)

E-mail bpinfo@pref.mie.lg.jp

U R L <https://www.pref.mie.lg.jp/ebid-mie/87158000001.htm>

- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより本件入札の 7(1)の参加資格確認申請をした後は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムに係る運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。運用基準については下記の URL からご確認ください。
<http://www.pref.mie.lg.jp/ebid-mie/879700000001.htm>
- (5) 調達システムの操作に関すること
ヘルプデスク 080-2248-4185／080-2244-4760
(受付時間 開庁日 8：30～17：30)

5 物件の現地確認について

入札参加者において、現地説明会への参加、不参加は任意ですが、必ず現地をご確認ください。「物件調書」は物件の概要を把握するための資料ですので、入札までに入札参加者自身において、現地及び利用に係る諸規制等について調査確認を行ってください。入札説明書及び物件調書の内容と現地に相違がある場合は、現地を優先するものとします。入札参加希望の方については、現地の確認を目的とする場合に限り、随時入札物件（土地）への立入りを行うことができます。ただし、現地の確認にあたっては、事前に下記「入札に関する事務を担当する課・班」（以下「入札事務担当所属」という。）までお知らせいただき、近隣のご迷惑にならないよう十分にご配慮ください。

なお、次のとおり現地説明会を行います。説明会への参加、不参加は任意ですが、不参加の場合でも、現地説明事項等について全て了知されたものとみなします。

【現地説明会】

次のとおり現地説明会を行います。（雨天決行）

令和 8 年 9 月 1 日（火）10 時から 15 時まで

- 所要時間は 30 分から 45 分程度を予定しています。
- 希望者ごとに異なる時間帯で実施を予定しています。
- 現地説明会においては、質疑応答は実施しません。入札に関する質問については、次の 6 により行ってください。
- 参加希望の方は、令和 8 年 8 月 25 日（火）17 時までに入札事務担当所属までご連絡ください。（希望者がいない場合は開催いたしません。）

■入札に関する事務を担当する課・班

三重県総務部管財課資産活用班 担当：助田

電話 059-224-2137 FAX 059-224-2111

6 質疑等について

入札に関する質疑については、期限までに次の方法で行ってください。

質疑等の提出締切日時 令和 8 年 9 月 8 日（火）15 時まで

▶本システムによる参加者

本システムから質疑等を行い、回答を確認してください。

▶書面による参加者

入札事務担当所属に書面（FAX可）で質疑申請を行い、回答は「入札情報サービスシステム」の「入札予定（公告）一覧」で案件を検索し、詳細情報を確認してください。

入札情報サービスシステム

<https://mie.efftis.jp/24000/eps/public>

《結果回答》

令和8年9月15日（火）17時までに行います。

※質疑申請提出の有無に関わらず、入札書提出前には必ず質疑申請の回答状況を確認してください。

7 入札の参加方法について

- (1) 「競争入札参加資格確認申請書」により参加申請を行ってください。（三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請）

参加資格確認申請書受付期限 令和8年9月18日（金）15時まで

（本システム上での表示名は、「参加資格受付期限」となっています。）

▶本システムにより参加する場合

案件状況一覧にある「資格確認」の「確認申請提出」ボタンから申請します。

添付書類：誓約書、法人役員名簿（参加者が法人の場合）

《参照先》

「三重県電子調達システム 操作マニュアル」67頁の

「5. 競争入札参加資格確認申請書提出・審査結果確認（一般競争入札方式のみ）」

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001203309.pdf>

▶書面により参加する場合

「競争入札参加資格確認申請書（紙入札用）」に必要事項を記入し、誓約書、法人役員名簿（参加者が法人の場合）を添付のうえ、次の場所に郵便、民間事業者による信書便または持参により提出してください（必着）。

《提出先》

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総務部管財課資産活用班（担当：助田）

- (2) 競争入札参加資格確認通知書の発行

参加申請書及び添付書類の審査後、入札への参加資格の有無を記載した「競争入札参加資格確認通知書」を発行します。

▶本システムによる参加資格確認申請者

令和8年10月7日（水）17時までに本システム上で通知を行います。

▶書面による参加資格確認申請者

令和8年10月7日（水）17時までに通知書を発送します。

8 入札方法及び落札者の決定方法について

- 7頁の「入札に際しての注意事項」によるものとします。

- 落札候補者は原則最低売却価格（税抜き）以上の最高価格で入札したものから決定します。
- 入札額同額による落札候補者が二人以上ある場合は、本システムを利用したくじ引きにて落札候補者を決定します。なお、書面により入札に参加する事業者は、あらかじめ入札書に入札（見積）価格やくじ番号等必要事項を記載するものとし、開札の立ち会いを希望しない場合は、本システムへの入札（見積）価格及びくじ番号登録を三重県職員に委任したものとみなします。
- 落札候補者については、3（2）の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
- 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。
- 入札参加及び入札金額については、落札決定後、入札情報サービスシステムにて公開します。

(1) 入札書の提出方法

▶本システムによる参加者

本システムにより入札書を提出してください。

▶書面による参加者

次の指定郵便局へ、封筒に案件名を記載して、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、局留め郵便で送付してください（必着）。

≪封筒表書きに記載する内容≫

- ・郵便番号 : 〒514-0006
- ・指定郵便局の住所 : 津市広明町13番地
- ・指定郵便局 : 三重県庁内郵便局留
- ・受取人 : 三重県総務部管財課資産活用班
- ・案件名 : 県有財産（旧尾鷲高等学校職員住宅（尾鷲教9・10号）敷地）入札書
在中

※封筒表書きに記載する内容は、漏れなく記載してください。

※入札書は、郵便局留期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。また、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

(2) 入札書提出の締切日時

令和8年10月19日（月）15時まで

(3) 開札の日時

令和8年10月19日（月）15時10分

入札書を提出された方で開札への立会いを希望される場合は、令和8年10月13日（火）15時までに、入札事務担当所属へ連絡をしてください。

(4) 落札候補者に求める書類提出について

提出締切日時 令和8年10月27日（火）15時まで

【提出書類】

- 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（個

人の場合は納税証明書（その 3 の 2）、法人の場合は納税証明書（その 3 の 3）も可）（所管税務署が過去 6 月以内に発行したもの）の写し（提示可）

- 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したもの)の写し（提示可）
- 電子契約を希望する場合は、電子契約利用意向兼メールアドレス確認書

《参考》

納税確認書は、「三重県電子申請・届出システム」から納税確認書交付請求書（県の入札等参加用）をダウンロードできます。

<https://apply.e-tumo.jp/pref-mie->

[d/downloadForm/downloadFormList_detail.action?tempSeq=198](https://apply.e-tumo.jp/pref-mie-d/downloadForm/downloadFormList_detail.action?tempSeq=198)

提出した証明書等について、説明等をお願いする場合があります。

9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項の定めるところによります。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。
また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。
- (3) 契約保証金は、県が発行する納付書により落札決定から、原則として 20 日以内に納付してください。なお、契約保証金については、契約代金に全額充当します。
※落札後、契約保証金が期限までに納入されないなどの場合は契約の権利を失いますのでご注意ください。
- (4) 契約日は、落札決定から 30 日以内の日付で、契約保証金の納入日以降の日付となります。
- (5) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。
- (6) 契約は、下記の「契約に関する事務を担当する課・班」（以下「契約事務担当所属」という。）に記載する所属で行います。
- (7) 電子契約を希望する場合は、電子契約利用意向兼メールアドレス確認書を 8（4）により提出してください。

■契約に関する事務を担当する課・班

三重県総務部管財課資産活用班 担当：助田

電話 059-224-2137 FAX 059-224-2111

10 契約代金の支払方法、及び支払時期

契約金額から契約保証金を除いた残額を、契約の際に県が発行する納付書により、契約締結日から 25 日以内にお支払いいただきます。

その他契約条項の定めるところによります。

11 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

13 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

(1) 落札者が契約の履行にあたって暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 契約事務担当所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、落札者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

14 所有権の移転等

(1) 売買代金が完納されたときに所有権を移転し、物件を現状のまま引き渡します。

(2) 所有権の移転登記は、売買代金が完納されたことを確認後、三重県が管轄法務局に嘱託しますが、事前に個人の方は住民票（発行から3ヶ月以内のもので、かつマイナンバーが記載されていないもの）、法人の方は登記事項証明書（発行から1ヶ月以内のもの）を提出いただきます。ただし、法人の方には会社法人番号等を三重県に通知することにより登記事項証明書の提出を省略することができます。

(3) 所有権の移転登記に必要となる登録免許税は落札者の負担となります。

(4) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

(5) 契約締結後、売買物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、売買物件の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

(6) 上記(5)にかかわらず、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第3項に規定する「消費者契約」に該当する場合は、契約締結後において、売買物件の引渡しの日から2年間に限り、当該物件に種類又は品質に関して契約に適合しないものがあり、契約を締結した目的を達せられない場合には契約の解除を、その他の場合には三重県に対し履行の追完、売買代金の減額又は損害賠償の請求をすることができます。

なお、三重県の責任の範囲（賠償額）は、売買代金の額を限度とします。

15 その他

(1) 当該入札に質疑（入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、6にある締切日時までに行うものとします。

(2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、入札事務担当所属に説明を求め、十分ご承

知おきください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

- (3) 本件入札の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。
- (4) 契約の相手方となった場合には、入札説明書に記載された内容及び期限等を遵守しなければなりません。
- (5) 契約の相手方となった場合には、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。
- (6) その他必要な事項は、規則及び三重県電子調達システム（物件等）運用基準等に規定するところによります。
- (7) 入札参加者が1者になった場合は入札を中止又は延期する場合があります。
- (8) 入札説明書に記載されている時間は、24 時間表示となっています。

入札に際しての注意事項（再掲）

【競争入札参加資格について】

- ◆ 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ◆ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

【落札資格について】

- ◆ 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- ◆ 落札停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。
- ◆ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

【調達システムの利用登録について】

- ◆ 本システムの入札案件に参加するためには、事前に電子調達システム利用登録申込手続が必要です。
- ◆ 入札者は、最初に行った入札等の方式を変更（例：紙入札⇔電子入札）することはできません。
- ◆ 調達システムと入札説明書の表記に相違がある場合は、入札説明書の表記を優先するものとします。

【物件の現地確認について】

- ◆ 入札説明書及び物件調書の内容と現地に相違がある場合は、現地を優先するものとします。

【入札方法について】

- ◆ 規則第 71 条の各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は無効とします。また、無効になる要件は、下記無効要件に該当する場合となります。なお、落札候補者の落札資格の確認ができないときはその者の入札書は無効と取り扱います。

落札決定後の契約不履行は、落札停止要綱の対象となります。

(無効要件)

次に該当する入札については、その者の入札を無効とします。また、再度入札には参加できないものとします。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。(例：同じ事業者の本店、支店(営業所等)が同一案件に入札を行った場合)
- (3) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (4) 調達システム利用登録者と I C カード取得者氏名が異なっているとき。
- (5) 入札に際して談合等の不正があったとき。
- (6) 入札保証金を納付する場合に、その額が規則第 67 条第 1 項に規定する額に満たないとき
- (7) 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。
- (8) その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

- ◆ 入札者が 1 者となった場合は入札を中止又は延期する場合があります。

【落札者の決定方法について】

- ◆ 落札候補者は原則最低売却価格（税抜き）以上の最高価格で入札したものから決定します。
- ◆ 入札額同額による落札候補者が二人以上ある場合は、本システムを利用したくじ引きにて落札候補者を決定します。なお、書面により入札に参加する事業者は、あらかじめ入札書に入札(見積)価格やくじ番号等必要事項を記載するものとし、開札の立ち会いを希望しない場合は、本システムへの入札(見積)価格及びくじ番号登録を三重県職員に委任したものとみなします。
- ◆ 落札候補者は、落札資格の確認のため、入札事務担当所属が指示する提出期限までに、次の書類を提出してください。
 - (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」(所管税務署が過去 6 月以内に発行したもの)の写し（提示可）
 - (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したもの)の写し（提示可）

【契約方法について】

- ◆ 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生（再生）手続中の者のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査にかかる認定を受けている者（更生計画等の認可が決定されるまでの者に限る）が契約の相手方となるときは、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項の第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。なお、契約保証金免除要件の確認のため、過去 3 年間に当該契約と同規模の契約を締結し履行した実績の有無を示す証明書を提出していただく場合があります。
- ◆ 契約書の作成、提出については、規則第 76 条、第 77 条によります。
- ◆ 契約事務担当所属は、必要に応じ資料等の提出を求めることができます。

【暴力団等排除措置要綱に基づく措置について】

- ◆ 落札者は、契約の履行にあたって暴力団等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 契約事務担当所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと
- ◆ 契約締結権者は、落札者が前述のイ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第 7 条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- ◆ 契約締結権者は、落札者が暴排要綱第 3 条又は第 4 条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

【契約解除及び違約金について】

- ◆ 契約締結権者は、規則第 80 条第 1 項各号又は第 2 項に該当すると認められる場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- ◆ 契約締結権者は、落札者が履行期限内にその義務を履行しないときは、規則第 81 条に基づき、同条第 1 項各号に該当する場合を除き、違約金を徴収します。
- ◆ 契約締結権者は、落札者の責に帰する理由により契約を解除した場合、規則第 82 条に基づき、違約金を徴収します。

※公告に記載がない事項については、規則の定めるところによります。規則については次の URL からご参照ください。

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85924EFA&houcd=H418902100069&no=2&totalCount=27&fromJsp=SrMj>